

国保・高齢者医療だより

●8月の年度更新について

国民健康保険及び後期高齢者医療保険の被保険者証は、7月31日で有効期限を迎えますが、8月以降は**被保険者証の新規発行は行われません**。

そのため、従来の被保険者証の代わりに、8月からご使用いただける資格確認書または資格情報のお知らせを次のとおり、7月中に郵送いたします。8月以降に医療機関等を受診される場合は、新しい資格確認書またはマイナ保険証（保険証の利用登録をしているマイナンバーカード）を提示してください。

○マイナ保険証がない方・・・資格確認書

○マイナ保険証がある方・・・資格情報のお知らせ

※令和6年12月2日以降に加入又は資格変更等があった70歳未満の方で、既に資格情報のお知らせをお持ちの場合、そちらは有効期限がなく継続してお使いいただけるため、今回郵送いたしません。

※後期高齢者医療保険は、マイナ保険証の有無に関わらず、被保険者全員に資格確認書を交付します。

●年度更新後の有効期限について

新しい資格確認書および資格情報のお知らせの有効期限については、以下のとおりです。

お手元に届き次第、内容を確認してください。

—	70歳未満	75歳未満	15歳以上
資格確認書	令和8年7月31日まで (年齢到達切替を除く)		令和8年7月31日まで
資格情報のお知らせ	有効期限なし	令和8年7月31日まで (年齢到達切替を除く)	—

●限度額適用・減額認定申請について

病院に入院した場合や外来診療等で1つの医療機関等への支払いが高額になる場合、自己負担額や食事代が限度額まで減額される認定証を申請により交付しています。医療機関窓口で資格確認書と併せて提示してください。

なお、マイナ保険証をご利用されている方は、認定申請しなくても、医療機関窓口でマイナ保険証を提示するだけで窓口での支払いが限度額まで減額されます。

また、後期高齢者医療に加入されている方のうち、令和6年8月以降に認定申請をされた方は、今回の更新より資格確認書に限度額区分が併記されます。しかし、令和6年7月以前に認定申請をされた方は、限度額区分が併記されませんので、必要な場合は、お手数ですが再度認定申請をお願い致します。

●納税・納入通知書について

7月中旬に「国民健康保険税納税通知書」「後期高齢者医療保険料決定通知書・納入通知書」を郵送します。納め忘れのないようお願いします。

なお、令和7年度の税率等は下表のとおりです。

また、世帯の所得状況によって保険税及び保険料の軽減制度があります。

軽減の適用を受けるためには、所得申告が必要です。詳細については、町ホームページも併せてご覧ください。

納付には口座振替が便利です！
QR納付もできます！



区分	国民健康保険税			後期高齢者医療保険料
	医療分	後期高齢者支援分	介護分	
所得割額	7.0%	2.4%	1.8%	9.11%
平等割額	22,000円	—	—	—
均等割額	22,000円	10,000円	14,000円	43,800円
賦課限度額	660,000円	260,000円	170,000円	800,000円

▶問合せ 町民課国保年金係 ☎2113 町民課税務係 ☎2112